

《論文》

原子力発電所の設置(変更)許可と
民事裁判の関係

— 二つの大間原発差止等請求訴訟をめぐる —

神戸 秀彦¹

要旨：

2014（平成26）（以下、裁判年の表記以外は西暦のみ）¹⁾年4月、北海道の函館市は、地方自治体として初めて原告として、設置許可を受けて建設中の青森県の大間原発について、国と電源開発被告として差止等を求める訴訟を東京地裁に提起した。函館市が求めたのは、被告国に対しては、i) 設置許可処分の無効確認、ii) 被告電源開発の建設・運転停止の義務付け（＝後の設置（変更）〔再稼働〕許可の差止請求）であり（行政訴訟）、電源開発に対しては、iii) 大間原発の建設・運転差止であった（民事訴訟）。本稿は、上記ii)の請求（行政訴訟）を視野に入れつつも、iii)の請求（民事訴訟）の成否を主に検討するものである。まず、並行して提訴されている大間原発差止等請求訴訟（函館市の住民等が原告）の函館地裁判決（2018年3月）への疑問（第一）を出発点とし、泊原発差止等請求訴訟の札幌地裁判決（2022年5月）を踏まえて、iii)の請求の成否を検討する。次に、上記函館地裁判決への疑問（第二）を出発点として、行政庁の許可と行政訴訟の関係、および行政庁の許可と民事差止訴訟の関係を踏まえ、iii)の請求の成否を検討し、最後に、以上を総括しながら結論を述べる。

キーワード：大間原発、函館市、差止訴訟、原発設置（変更）許可、函館地裁判決

1 はじめに

1.1 本稿の経緯と大間原子力発電所

以下は、大間原子力発電所差止等請求訴訟（函館市原告）の原告である函館市と弁護士（只野靖弁護士および中野宏典弁護士）から依頼を受け、2024年6月に東京地裁に提出した私の意見書であるが、字数削減のため一部を省略し、かつ表記・表現を若干変えてほぼそのまま掲載する。原

子力発電所（以下、原発）の建設差止等の訴訟に関する研究が、災害復興の研究になるのか、との疑問の向きがあるかもしれない。しかし、2011年3月の東日本大震災に伴う福島第一原発事故に遭遇した私たちは、原発の事故が、どれだけ大きな「災害」をもたらすか、また、この「災害」の「復興」にどれだけ時間を要するか身をもって経験しつつある。原発による「災害」はそもそもあってはならないが、最も確実な保障は、原発を再び運転せず、新たに建設しないことであろう。

大間原子力発電所（以下、大間原発）は、青森

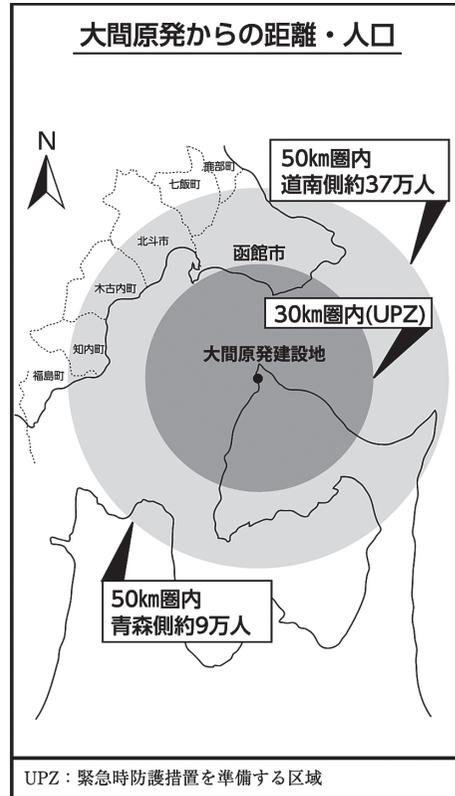
¹ 関西学院大学 司法研究科 教授

県下北半島の大間崎付近に、電源開発株式会社(J-POWER)(以下、電源開発)により建設される予定だが、その経緯を振り返ってみる。1984年大間町議会から原発誘致決議がされた後、電源開発から2004年に設置申請が、2008年4月に経済産業大臣の原子炉設置許可が出され、翌5月に着工された。2011年3月の東日本大震災の影響により工事は中断され、同年7月、函館市議会により、「原発依存からの脱却と大間原子力発電所建設の凍結を求める意見書」が、翌年9月、「大間原子力発電所建設の無期限凍結を求める決議」が議決された。2014年4月、函館市は、地方自治体として初めて原告として、被告電源開発に対し、大間原発の差止等を求める訴訟を東京地裁に提起した。同年7月、第1回口頭弁論が開かれたが、同年12月、電源開発は、改正原子炉等規制法下で許可権者となった原子力規制委員会に対し、原子炉設置許可変更申請を行った。2024年9月までで32回の口頭弁論が開かれ、現在に至っている(以上、函館市災害対策課HP)。なお、函館市が原告の訴訟とは別に、2010年7月に函館市民を中心にした原告(第一次170名〈その後第9次まで提訴〉)から大間原発の差止等を求める訴訟(住民原告)が起こされた。計29回の口頭弁論の後、提訴後約7年半後に函館地裁判決があり、2018年3月に原告の請求が棄却されたが、原告が控訴して、現在、札幌高裁に係属中である。

なお、右の地図からわかるように、函館市は、大間原発から半径30kmの範囲(原子力災害対策指針の避難区域である「緊急防護措置を準備する区域」(UPZ))に入り、半径50km内なら函館市の人口約37万人が入る。実際、大間町から車で約3時間の青森市よりも、大間町とのフェリーで約1時間半の函館市の方が近いし、その間を往来する住民は多いのである。

1.2 大間原発差止等請求訴訟(函館市原告)

大間原発差止等請求訴訟(以下、本件訴訟)では、函館市が原告であり、被告国に対して、同原告は、被告国が被告電源開発の大間原子力発電所(以下、大間原発)に対して、i) 設置許可処分の



図

出典：函館市災害対策課 HP
https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014042300064/file_contents/2014042300064_hk_docs_2014042300064_files_2p3p.pdf

無効確認請求(行政事件訴訟法(以下、行訴法)3条第4項、同36条)をした。また、同原告は、ii) 大間原発が設置許可を得て建設中なので、被告国による被告電源開発に対する建設・運転の停止の義務付けの訴え(行訴法3条第6項、同37条の2)をした(原告の申立(2015年7月7日)により義務付けの訴えは交換的に変更され(民訴法143条1項)、同請求は、行訴法37条の4による「設置変更許可(以下、再稼働許可)」の差止請求とされた(後述))。さらに、同原告の請求はもう一つあり、被告電源開発に対して、iii) その設置する大間原発の建設・運転差止の請求(民事)をした。

本稿は、大間原発に関する本件訴訟におけるii)の請求(「訴えの変更」後の「再稼働許可」の差止請求)の可否をも視野に入れ、結論的には、

本件訴訟における iii) の請求（民事）の可否を検討するものである。まず、大間原発差止等請求訴訟（住民原告）の函館地裁判決（平成 30（2018）年 3 月 19 日）への第一の疑問を出発点（以下、2.）とし、泊原発差止等請求訴訟札幌地裁判決を踏まえて、大間原発に関する本件訴訟における上記 iii) の請求（民事）の可否を検討する（以下、3.）。次に、大間原発差止等請求訴訟（住民原告）の函館地裁判決への第二の疑問を出発点（以下、4.）とし、行政庁の許可と行政訴訟の関係（以下、4.）、さらに、行政庁の許可と民事差止訴訟の関係（以下、5.）を踏まえ、大間原発に関する本件訴訟における iii) の請求（民事）の可否を検討する（以下、5.）。最後に、以上を踏まえ、総括的に結論を述べる（以下、6.）。

1.3 大間原発差止等請求訴訟（住民原告）の函館地裁判決（平成 30（2018）年 3 月 19 日）への疑問

iii) の請求の可否を検討する際に参考とすべきは、本件訴訟とは別に、函館市等居住の住民 1,163 名が原告となり、被告電源開発に対し、大間原発の建設・運転差止を請求する民事訴訟である。原告住民の請求は、本件訴訟と同様、被告の大間原発の建設・運転差止請求（iii)）であり、被告が国と電源開発である点と同様だが、本件訴訟と異なり i)・ii) の請求を含まない。

iii) の請求について、平成 30（2018）年 3 月 19 日の函館地裁判決²⁾（以下、函館地裁判決）は、平成 4（1992）年の 10 月 29 日の伊方最高裁判決³⁾の枠組み（①原子力規制委員会の基準の合理性と、②原子力規制委員会〈以下、規制委員会〉の基準の適合判断の合理性）に依拠する。そして、函館地裁判決は、①については合理性があるとし、②については、a) 被告電源開発による大間原発の設置変更許可申請に対する規制委員会の「安全審査及び処分がみなされておら」ない、b) 運転開始の「具体的な目途が立っていない現時点」では「重大な事故発生の具体的危険性があると認めることは困難」である、c) 「裁判所が規制委員会の審査に先立って安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断すべきでない」、とする。

しかし、a)（＝規制委員会の安全審査及び許可処分は未了だ）という事実から、b)（＝大間原発での重大事故発生の具体的危険性は立証されない）を導けるか（以下、第一の疑問）、c)（＝規制委員会に先立つ裁判所の審査・判断は不可だ）のように考えられるか（以下、第二の疑問）、という疑問が生じる。

2 函館地裁判決に対する第一の疑問

2.1 許可処分未了という事情の解釈

現時点で、大間原発の新規制基準適合性（以下、基準適合性）審査・許可処分は未了だが、この点の解釈には次のものがある。まず、結局、基準適合性は証明されず許可処分がなされず、建設・運転はできないと見通せる、との解釈があり、逆に、結局、被告原発の基準適合性が証明されて許可処分がされ、建設・運転はできると見通せる、との解釈がある。その他、どちらかは不明でも、とにかく基準適合性審査・許可処分が未了なら、裁判所による建設・運転の禁止はできない、との解釈がある。函館地裁判決は、この最後の解釈を採り、大間原発は基準適合性が証明されず上記 1.3 の b)（＝原発の重大事故発生の具体的危険性の立証なし）とされない結果、「運転開始」の「具体的な目途」はない、とも、大間原発の基準適合性は確保され上記 1.3 の b) とされる結果、「運転開始」の「具体的な目途」がある、ともしていない。しかし、規制委員会による基準適合性審査は、被告電源開発の設置変更申請（2014 年 12 月）から現時点（2024 年 4 月）まで、実に約 9 年余が経過し、審査終了の見通しもない（詳細は後述）。

2.2 泊原発差止等請求訴訟札幌地裁判決（令和 4（2022）年 5 月 31 日）

2.2.1 基準適合性審査の期間と被告の主張立証の未了

参考となるのは、原告住民が、北海道電力を被告として、泊原発 1～3 号機の運転再開（再稼働）の差止等を求めた訴訟に関する令和 4（2022）年 5 月 31 日札幌地裁判決⁴⁾（以下、札幌地裁判決）

である。札幌地裁判決は、規制委員会の「適合性審査が終了する時期は、およそ見通すことができない状況」であり、「約8年半という期間は、原子力発電所の安全性という事柄の重大性、専門性を考慮しても、社会通念に照らして短いものとはいえない」とし、「これだけの期間を要してなお被告が主張及び立証を終えることができないことは、泊発電所が抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせる」、とする。そして、仮に「事情が変化するような事態が仮に生じた場合には、請求異議の訴え等によって」紛争解決を図ればよいとする一方、裁判所の「審理をなお継続するのは相当でない」として弁論を終結して判決をし、運転再開の差止請求を認めた。

2.2.2 札幌地裁判決と被告の防潮堤の不十分性

札幌地裁判決の判断枠組は、函館地裁判決と同様、平成4(1992)年の伊方最高裁判決に依拠する。つまり、再稼働には、規制委員会の基準適合性審査・許可(=設置変更許可)処分が必要だが、なおそれらが未了の被告原発について、まず、①規制委員会の基準には合理性があるとし、次に、②同基準に照らした被告の計画や措置の基準適合性の有無の判断を行う。札幌地裁判決は、被告は防潮堤計画に不備がないことの主張立証ができず、原告に対する人格権侵害のおそれがないことの主張立証がされていないとして、差止を認めた。札幌地裁判決が注目したのは、具体的には、被告が、「既存防潮堤」の地盤が掘削岩盤であっても「液状化」する可能性があるとの規制委員会の指摘に対し、「液状化」しないとの十分な主張立証をしていない、つまり、被告原発が「津波防護施設としての安全性を有する」との説明をしていない点である。その後、被告は岩着支持構造の「新防潮堤」を建設するとしたが、高さを+16.5mとすること以外は構造等も未定なため、札幌地裁判決は、規制委員会の設置許可基準規則5条1項を満たしたとの被告の主張立証がなく、原告の人格権侵害の恐れがあるとして運転の差止を認めた。

2.2.3 札幌地裁判決(被告の主張立証の未了)と大間原発

これに対し、函館地裁判決は、①規制委員会の基準の合理性と②基準適合性判断の合理性を分離し、差止が認められるのは、現時点では①に不合理な点がある場合に限られる、とし、②の判断を回避した。確かに、函館地裁判決と札幌地裁判決とは、いずれも、平成4(1992)年の伊方最高裁判決の枠組みを用い、規制委員会基準の合理性(①)自体は肯定している。しかし、両者が決定的に異なるのは、規制委員会の基準適合性判断の合理性(②)に対する考え方であり、札幌地裁判決は②の判断に踏み込み合理性の有無を判断するが、函館地裁判決は②の判断自体を回避した点である。しかも、両者は、②の主張立証責任の所在についても大きく異なり、札幌地裁判決は、被告に主張立証責任があることから、基準適合性審査が長期未了となっていること(約8年半)の責任を被告に負わせた。

大間原発の場合、設置変更許可申請後現在まで約9年余が経過しても、規制委員会の基準適合性審査の終了の見通しが無い。他方、泊原発の場合、設置変更許可申請後弁論終結までで約8年半が経過し、約8年半は、原発の「安全性という事柄の重大性、専門性を考慮しても、社会通念に照らして短い」とはいえない(札幌地裁判決)、とされた。確かに、大間原発は建設途上であるが、単に、約9年余が経過しても基準適合性審査が未了というだけでなく、終了の見通しが無い。札幌地裁判決は、被告北海道電力に基準適合性審査の長期未了・終結の見通し欠如の責任を被告に負わせたが、それは、責任を負わせる事情が被告にあったからである。札幌地裁判決は、争点を津波(防潮堤)一つに絞って判断したが、同様に本件訴訟でも多数の争点がある中で一つ(地震に対する耐震性)のみを取り上げて以下で検討する。

3 本件訴訟における被告の主張立証に対する態度

3.1 被告国の主張立証に対する態度

本件訴訟では、主要な争点は、司法審査の在り方、耐震設計、対津波設計、火山、フル MOX の危険性、使用済み燃料プール、電源、テロ対策、シビアアクシデント対策、立地審査指針、避難計画など（本件訴訟第 5 回口頭弁論〈2015 年 7 月 7 日〉「本案審理にあたっての原告主張の概要説明」⁵⁾）である。

被告国は次のように言う。大間原発に関する規制委員会の基準適合性審査では、被告電源開発による 2014 年の設置変更許可申請以来、現時点で許可処分がされる蓋然性は認められない、と。つまり、審査会合がこれまで合計 61 回開催されたが、大きくいって二つの審査項目、つまり「設計基準対象施設関係」と「重大事故等対処施設関係」のうち、前者の「設計基準対象施設関係」では、「地震動、地質、津波以外の項目」については、ほとんどが未着手である（本件訴訟第 31 回口頭弁論〈2024 年 2 月 26 日〉「被告国の主張」及び「口頭陳述要旨」⁶⁾、規制委員会「原子力発電所の新規基準適合性審査の状況」〈2024 年 1 月 10 日〉⁷⁾、と。

以上を根拠に、被告国は、許可処分に対する差止訴訟で要件とされる処分の「蓋然性」がないとの主張を展開する。なお、大間原発差止等請求訴訟（住民原告）でも、国と電源開発が被告であるが、その控訴審（札幌高裁）でも、被控訴人である国は、「現在のところ、本件大間原発についての本件設置変更許可申請に係る適合性審査は終了までの見通しが立っていない」、とする（同控訴審第 10 回口頭弁論〈2023 年 9 月 26 日〉調書⁸⁾）。

先に述べたとおり、札幌地裁判決は、「これだけの期間（約 8 年半—神戸）を要してなお被告（北海道電力—神戸）が主張および立証を終えることができないことは、泊発電所が抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせる」、とした。もちろん、本件訴訟では、国が被告である点が泊原発差止等請求訴訟と異なる

が、すでに泊原発差止等請求訴訟の口頭弁論期間よりも長い時間が経過し、設置変更許可申請からは約 9 年余が経過した。確かに、大間原発は、泊原発とは異なり建設途上ではあるが、すでに設置許可処分は出ているし、現時点で、本件訴訟の被告国においても、審査終了の「見通し」すら立たないのである。一方では、国の審査が厳格だとの評価もありうるが、下記の経過を踏まえれば、札幌地裁判決と同様、大間原発が「抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせる」との推定がなされる（＝行政庁の「不許可」の判断に帰着する）べきこととなろう。

3.2 被告電源開発の主張立証（地震）に対する態度

3.2.1 海底活断層について

以下、被告電源開発に着目して、本件訴訟の争点を取り上げてみる。最も重要な争点の一つである大間原発の耐震性の問題に注目すると、震源である海底活断層および敷地内活断層の有無について、次の主張が原告からなされている。

まず、海底活断層に関して、大間原発の所在地域を含む下北半島には海成段丘面が多数存在し、下北半島全体が隆起しているが、この点について、原告・被告の間に争いはない（以下、原告準備書面（45）〈2022 年 4 月 25 日〉・同（49）〈同年 10 月 12 日〉参照⁹⁾）。しかし、この隆起の原因については両者の理解が異なる。原告は、渡辺満久氏の見解¹⁰⁾に依拠しながら、大間北方沖に巨大な活断層（以下、大間北方活断層、長さ 40km 以上）の存在が推定され、それが原因で下北半島全体が隆起するとの見解を示した。これに対して、被告電源開発は、活断層の地震活動によるものではなく、下北半島西部全域に生じたゆっくりとした東西圧縮変形による、との見解を取っている。

これに対し、規制委員会は、被告電源開発の見解に疑問を呈し、それを受けて、2021 年 11 月 5 日の規制委員会の審査会合において、被告電源開発は、原告主張の「活断層」は、大間付近の隆起を説明する活断層ではあるが、あくまで「仮想的な」隆起域として、実質的に「大間北方活断層」の存在を前提とした申請を行うことに転換した

(原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1013回」議事録¹¹⁾ 11頁以下)。

もっとも、被告電源開発は、上記「仮想的な」隆起域の西側には、被告自身がこれこそ活断層であると認める「F-14断層」があり、その長さは被告の「調査」の限りでは「3.4km」である、とし(規制委員会前掲議事録6頁)、その結果、上記「40km以上」よりかなり短いものとする。その後、2022年9月16日の原子力規制委員会審査会合で、F-14断層については断層モデルの設定の仕方の、「仮想的な」隆起域(「隆起再現断層」)についてはその評価方針の説明が求められ、今後、その説明内容を確認する予定(原子力規制委員会「原子力発電所の規制基準適合性審査等の状況」資料¹²⁾2(2024年1月10日)・16頁)、とされた。

また、原告からは、推定される海底活断層の長さに関連して、地表面の隆起量のデータからすれば、「F-14断層」はさらに東に約36km位まで延びていると推定される、との主張(原告準備書面(49)(2022年10月12日))がされた。さらに、「F-14断層」については、2023年2月24日の原子力規制委員会審査会合で、被告電源開発に、F-14断層と「仮想的な」隆起域(「隆起再現断層」)に関する地震の解析データに入力ミス(3km〈正〉を3m〈誤〉とする)があったと報告された(規制委員会前掲資料2・16頁)。

3.2.2 敷地内活断層について

大間原発の敷地に注目すると、震源である敷地内活断層の有無について、次の主張が原告からなされている(以下、原告準備書面(41)(2021年1月25日)・同(50)(2023年2月21日)参照)。¹³⁾小野有五氏の見解に依拠すれば、大間原発建設予定の敷地内には、S-10(シーム10)・S-11(シーム11)という活断層がある。¹⁴⁾つまり、大間原発敷地の海成段丘面の地質的な分布を解析すると、敷地内の地下を走る二つの断層があり、これらは、被告電源開発は「シーム」というが、12.5万年前以降に何度も活動した「活断層」である、と。

これに対し、被告電源開発は、2019年11月29日の規制委員会審査会合で、「シーム10」・「シーム11」に沿って「ps系弱面」による「変状」が

あり、この「変状」とは強い「風化」(または「膨潤」〈=水を吸って膨らむこと〉)により、断層活動による「変位」ではない、との説明をしたが、同審査会合の席上、規制委員会の委員や審査官等から、こうした説明に多くの疑問が提出された(原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第804回」議事録¹⁵⁾3頁以下)。

その後、被告電源開発は、2022年4月22日、上記審査会合での疑問(特にシーム11における「膨潤」の根拠に関する)には答えず、「変状」の原因として、「膨潤」以外にも、複数の原因(地震動による受動変位、堆積物の圧密、岩盤の風化・劣化による体積変化、凍結・溶解作用、熱水等の注入)を列挙し、これらが原因とも考えられるが、結局、「変状」は断層活動と関連しない、と説明した(原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1043回」議事録¹⁶⁾11頁以下)。しかし、同審査会合の席上、規制委員会の調査官から、これら説明について、新規制基準(原子炉等規制法に基づく規則〈以下、3.2.3で述べる〉)3条への適合性に対する説明になっていない、さらに、規制委員会への提出資料のミスが頻繁である、との指摘を受けた(原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第1043回」議事録¹⁷⁾22頁以下)。

3.2.3 活断層に関する原子炉等規制法の規則・解釈

まず、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号(許可の基準)に基づき制定された原子力規制委員会「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造、および設備の基準に関する規則」(以下、単に「規則」)¹⁸⁾第4条(地震による損傷の防止)第1項は、「設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない」、とし、耐震重要施設については、「その供用中に……地震による加速度によって作用する地震力(「基準地震動による地震力」—神戸)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」、とする。そして、基準地震動策定については、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(2013年6月、原子力規制委員会制定)¹⁹⁾において、「震源として想定する断層」の形

状等の評価を適切に行っていることが求められている。

ところで、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」（2013年制定、原子力規制委員会²⁰⁾）4頁は、基準地震動の策定と地盤の安定性評価には、「将来活動する可能性のある断層等」（後期更新世以降〔約12～13万年前以降〕の活動が否定できないもの）の認定・評価が必要である、とする。そして、同ガイドは、「将来活動する可能性のある断層等」の内の一つに、「震源として考慮する活断層」を挙げるが、これは、「地下深部の地震発生層から地表付近まで破壊し、地震動による施設への影響を検討する必要がある」ものである。さらに、同ガイドは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動は、活動を示す「複数の地形面又は連続的な地層が十分に存在する」場合は、地形・地層に「ずれや変形が認められない」「明確な証拠」が示された場合には否定できる、とする。つまり、「震源として考慮する活断層」が明確に否定できないなら、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に従って、「震源として想定する断層」（同ガイド3頁〈上記3.2.2〉）として、その形状等を基準地震動策定において考慮しないとせず、これを考慮せずに基準地震動を策定することはできない。

次に、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号（許可の基準）に基づく規則第3条（設計基準対象施設の地盤）は、地盤の「変形」と「変位」に対する安全基準を規定する。この内の同条2項は、耐震重要施設等は、「変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない」、とする。ここにいう「変形」とは、同規則の「解釈」（2013年6月、原子力規制委員会制定）（別記1）²¹⁾129頁によれば、「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状」をいう。結局、こうした「変形」のおそれがある地盤には、安全機能が損なわれるおそれがないことを確認しない限り、原発（耐震重要施設）は設置できない。

そして、同条3項は、耐震重要施設等は、「変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければなら

ない」とする。ここでいう「変位」とは、同規則の「解釈」（別記1）129頁によれば、「将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれ」である。この「『将来活動する可能性のある断層等』とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等とする」、とされ、その認定にあたって、「後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世（約40万年前以降）まで遡った検討をすることとされる。さらに、「活動性の評価にあたって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること」、とされる。結局、こうした「変位」のおそれがある地盤には、原発（耐震重要施設）は設置できない。

3.2.4 被告による「活断層」でないことの立証・説明

まず、上記海底活断層については、第一に、「約12～13万年前以降の複数の地形又は連続的な地層が十分に存在する場合」に該当すれば、被告電源開発がこれを「明確な証拠により」否定できない場合は、「震源として考慮する活断層」（「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」4頁）とされる。第二に、その結果、「震源として考慮する活断層」は、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」に従って、「震源として想定する断層」として、基準地震動の策定において考慮しないとせず、これを考慮せずに基準地震動は策定できず、また、考慮せずに策定された基準地震動は、原子炉等規制法及び同法に基づく規則違反となる。第三に、しかし、現時点で、被告電源開発からは、「仮想的な」隆起域（「隆起再現断層」）による説明はあるが、原子力規制委員会も、被告の説明を了承していない。

次に、敷地内活断層については、第一に、原告および小野氏の見解に従い、大間原発建設予定の敷地内におけるS-10（シーム10）・S-11（シーム11）が活断層だとすれば、両「シーム」における「ずれや変形」のない「明確な証拠」を示さないと、原子炉等規制法に基づく規則に適合せず、被告電源開発は、許可を得られない。第二に、これに対し、被告電源開発からは、両シーム

は、地層の「変状」したものでその原因は「風化」または「膨潤」である、仮に原因は「膨潤」ではなくても「地震動による受働変位、堆積物の圧密、岩盤の風化・劣化」等の複数原因の可能性があり、いずれにせよ、この「変状」は断層活動とは関連しない、との説明をしている。第三に、しかし、現時点では、被告電源開発の説明は、上記両「シーム」における「ずれや変形」のないことの「明確な証拠」にならないし、規制委員会からは、これを了承するどころか、規則3条3項への適合性を説明するものになっていない、との指摘がされている。

また、上記に共通するのは、被告電源開発の立証能力・説明能力の有無に関する点であろう。被告電源開発には、上記海底活断層について、「仮想的な」隆起域（「隆起再現断層」）に関する地震の解析データに入力ミス（3km〈正〉を3m〈誤〉とする）があり、また、上記敷地内活断層について、規制委員会から、規制委員会への提出資料のミスが頻繁である、との指摘を受けているが、注目しておきたい。

札幌地裁判決は、「これだけの期間（約8年半一神戸）を要してなお被告（北海道電力一神戸）が主張および立証を終えることができないことは、泊発電所が抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせる」、とした。これに対して、本件訴訟における多数の争点の内、海底活断層および敷地内活断層の有無を取り出してみだが、この点に関する原告・被告間のやり取り及び規制委員会・電源開発のやり取りを見ただけでも、大間原発の「抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさ」が浮かび上がる。

なお、札幌地裁判決が述べるように、大間原発の場合でも、仮に「事情が変化するような事態が仮に生じた場合には、請求異議の訴え等によって」紛争解決を図ればよい、と思われ、本件訴訟におけるiii)の請求（民事）を認める支障はない、と思われる。

4 函館地裁判決に対する第二の疑問

4.1 許可の見通しと規制委員会の審査

ところで、許可の見通しは、規制委員会による安全審査の結果に依存する。しかし、本件は訴訟であり、裁判所は、規制委員会の安全審査の結果を前提とせず、規制委員会から独立した観点からの審査を行うことが必要であり、そうした期待がされている、と思われる。とすれば、裁判所が規制委員会の安全審査の結果に先立つ審査を行うことは必要であり、かつ、期待されることでもある。したがって、函館地裁判決のように「裁判所が規制委員会の審査に先立って安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断すべきでない」（上記1.3のc）、とはいえない。以上の理由の詳細を以下の幾つかに分けて述べてみる。

4.2 行政訴訟と民事訴訟の審判の対象（訴訟物）

4.2.1 行訴訴訟・民事訴訟における審判の対象

大間原発差止等請求訴訟（住民原告）は、函館市・青森県等に居住する住民から提訴された民事訴訟であり、行政訴訟（取消訴訟）ではない。本件訴訟でも、iii)建設・運転差止請求が、民事訴訟として争われており、裁判所の審判の対象（訴訟物）は、行政訴訟における審判の対象（訴訟物）とは異なる。民事訴訟では、新堂幸司氏によれば、「原告によって主張される権利関係の存否」が「訴訟物」²⁵⁾であり、また、高橋宏志氏によれば、「原告の被告に対する特定の権利主張」の当否が「訴訟物」²⁶⁾である。他方、行政訴訟では、藤田宙靖氏によれば、抗告訴訟（例：取消訴訟）であれば、被告の「法令上の行為規範に対する違反」の有無が「訴訟物」²⁷⁾となる。さらに、原田尚彦氏も、抗告訴訟であれば、それは被告行政庁の処分等の違法性を争う「行為訴訟」²⁸⁾なので、行政「処分ないし不作為の違法性」の有無が「訴訟物」だ、という。

4.2.2 函館地裁判決と審判の対象

ある訴訟が民事訴訟である限り、それが原発の建設・運転の差止を求めるものでも、裁判所の審判の対象（訴訟物）は、被告の原発の事故による「原告の権利侵害のおそれの有無」であり、権利侵害（例：人格権侵害）のおそれがあるなら、裁判所は差止を命じることになる。他方、原子力規制法等の法令に基づく被告行政庁の許可（行政処分）がされたが、原告が許可の取消しを求める場合、裁判所の審判の対象（訴訟物）は、許可の「法令上の行為規範に対する違反」の有無であり、許可に瑕疵があれば法令違反として取り消される。とすれば、本件が民事訴訟である限り、裁判所は、被告原発による「原告の権利侵害のおそれの有無」を判断すれば良いし、その必要があると思われる。そのように判断している裁判例には、高浜原発3・4号機に関する大津地裁決定（大津地決平成28〈2016〉年3月9日）、伊方3号機に関する広島高裁決定（広島高裁決定平成29〈2017〉年12月13日）、伊方3号機に関する広島高裁決定（広島高裁決定令和2〈2020〉年1月17日）、大飯原発3・4号機に関する福井地裁判決（福井地判平成26〈2014〉年5月21日）などがあるが、改めて、5.3および5.4で述べる。

他方、原発訴訟が行政訴訟（取消訴訟）として提訴されれば、被告行政庁（規制委員会）の判断（許可）を前提とし、その判断（許可）に瑕疵がある（＝違法である）かを裁判所が判断する。この場合、取消訴訟である限り、被告行政庁の判断（許可）が出されていることが前提なので、裁判所が、行政庁に先立つ判断をすることはできないが、民事の差止訴訟ではそのような制約はない。とすれば、函館地裁判決が、上記1.3のc)のように判示したことは、大間原発差止等請求訴訟（住民原告）をあたかも取消訴訟のように考えている、と思わざるを得ず、同訴訟（住民原告）が民事訴訟であることを等閑視している。

4.3 公定力・行政庁の第一次的判断権とその限界

4.3.1 取消訴訟における公定力・行政庁の第一次的判断権

本件訴訟ですでに規制委員会（行政庁）による許可が付与されたと仮定してみよう。許可が行政行為である限り、「仮に違法であっても、取消権限のある者によって取り消されるまでは、何人（私人、裁判所、行政庁）もその効果を否定することができ」ない（公定力²⁹⁾。そこで、本件訴訟の原告は、被告行政庁の判断（許可）を前提とし、判断（許可）に瑕疵がある（＝違法である）として裁判所に取消訴訟を起し、この点について裁判所が判断する。このような現行日本の行政法システムは、まず、行政行為について法律要件が充たされているかは、「第一次に行う行政機関が判断してこれを行い、これを違法と考える私人が後から行政上の不服申立てや抗告訴訟」（取消訴訟）を提起するシステムである。その結果、裁判所は、「常に後行的審査のみを行う」ことになり、原則として抗告訴訟（取消訴訟）で取り消されるまで、その「他の訴訟の先決問題」でも行政行為は有効と扱われる、というように、行政庁の第一次的判断権が重視される³⁰⁾。

4.3.2 公定力の限界と民事上の請求権

しかし、公定力は、行政行為の効果に関係し、公定力が及ぶ範囲には多くの限界があり、当該行政行為が公定力の効果として有効だからといって、当該行政行為が違法であるとして損害請求ができないことにはならない³¹⁾。つまり、行政行為により損害を受けた者が、直ちに国家賠償訴訟を提起した場合、行政行為の公定力は及ばず（「公定力の限界」）、裁判所は、行政行為の違法・適法を審査して違法なら、国家賠償請求を認容する判決ができる。こうした国家賠償請求は、そもそも公定力ある行政行為の効果（「有効」）を争うものではなく、「表面的には行政行為の効果（「有効」と抵触する場合）でも、行政行為の効果と民事上の権利の有無が「法的に見て関係のない場合には、公定力の制度は働かない」。たとえば、他人が自己所有の土地の上に建築確認を得ても、それ

により民法上の所有権が左右されることはない。また、たとえば原発に関して、「原子炉の設置許可があったあとで、許可の取消しではなく、民事上の訴え（人格権、物権等に基づく）によって、原子炉の設置の差止めを求めることもできる（無効確認訴訟だが「もんじゅ訴訟」に関する最判平成4（1992）年9月22日³²⁾）。というのは、原発の設置許可は、設置者による「設置という行為を国との関係であることを許したに過ぎ」ず、「その行為が私人間の関係で実行不可能になっても、許可処分そのものの効力に影響を及ぼすものではない³³⁾」からであるが、この点は、「民事上の差止訴訟と取消訴訟とは要件・効果を異にする³⁴⁾」から、といっても差支えない。もっとも、逆に、民事上の私人の権利侵害（のおそれ）があれば、法令により、許可処分の違法性を構成する要素となり、その結果、許可処分が違法として取り消されることは当然ありうる。

以上、仮に本件ですでに規制委員会の許可が付与済みの場合、行政行為（許可）の公定力が生じるが、そのことは、民事差止訴訟に対する何らの妨げにもならない。仮に、函館地裁判決が、上記1.3のc)の判示の理由を公定力への配慮に求めているとすれば、公定力には限界があり、公定力が民事差止訴訟に及ばないことを無視するものである。

4.4 行政訴訟としての「義務付けの訴え」・「差止めの訴え」

4.4.1 日本の行政法システムの見直し

先に、日本の行政法システムは、行政行為について法律要件が充たされているかは、「第一次的に行う行政機関が判断してこれを行い、これを違法と考える私人が後から行政上の不服申立てや抗告訴訟」（取消訴訟）を提起するシステムだ、と述べた。しかし、行政庁の第一次的判断権を尊重し、行政行為の公定力を保障する日本の行政法システムは、「国民の実質的な利益保護・権利救済」の必要性や、外国法にはみられない「かなり独自のもの」だとの観点から、大きな見直しを経験して来ている。その一つは、行政庁が行政行為を行

う前の事前手続を定める行政手続法（1993年制定）であり、もう一つは、行政庁が第一次的判断を行う前に提起できる訴訟類型の法定・拡大（2004年行政事件訴訟法〈以下、行訴法〉改正）である³⁵⁾。

4.4.2 行政庁が第一次的判断を行う前に提起できる訴訟類型

2004年の行訴法改正により法定された「義務付けの訴え」（同法3条6項・37条の2・37条の3）（以下、義務付け訴訟）は、次に掲げる場合（第一・二号）において、「行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟」である。「一号 行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（…略…）」（非申請型）と、「二号 行政庁に対して一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき」（申請型）、である。また、同じく法定された「差止めの訴え」（同法3条7項・37条の4）（以下、差止訴訟）は、「行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟」である。

このように、行政訴訟でも、行政庁の第一次判断（許可または不許可）が示される前に、不許可を出すまたは許可を出さないよう求める、つまり、原告（住民）が、被告行政庁による不許可の義務付け、または許可の差止を求める道が開かれている。とすると、函館地裁判決は、「裁判所が規制委員会の審査に先立って安全性に係る具体的審査基準に適合するか否かについて審理判断すべきでない」（上記1.3のc)参照）、とするが、それは、行政訴訟における取消訴訟の場合であろう。そもそも、義務付け訴訟や差止訴訟なら、上記1.3のc)と異なり、規制委員会の判断（許可または不許可）に先立つ裁判所の判断は可能である。仮に、函館地裁判決が、上記1.3のc)の判示の理由を行政庁の第一次判断権への配慮に求めているなら、このような判断権自体が、義務付け訴訟や差止訴訟との関係では大きく制約されてい

る点を無視するものである。

4.4.3 行政庁の処分前の処分の義務付け (行訴法 37 条の 2)

冒頭で述べたように、行訴法 37 条の 2 による建設・運転停止の義務付け請求は、原告により「訴えの変更」がなされ、行訴法 37 条の 4 の差止請求とされた。そこで、もはや検討の余地はないのでは、との疑問が浮かぶが、差止請求と関連するので述べておきたい。原子炉等規制法 43 条の 3 の 23 第 1 項は、同条の 43 の 6（許可の基準）第 1 項第 4 号の「災害の防止上支障がない」との「基準に適合していない」場合、規制委員会は原発の「使用の停止、改造、修理又は移転」、「運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命じる」ことができるとする。本件訴訟では、被告電源開発の原発建設・運転停止に対する被告国による義務付けの可否が問題だが、確かに、同項に「使用の停止」等とあり「建設停止」との文言はないが、許可後か許可前か、建設完了か未了か、により区別する理由はない。ちなみに、本件の申請は、原子炉等規制法 43 条の 3 の 8 による変更の許可申請だから、同条の 3 の 8 第 2 項により、同法 43 条の 3 の 6（許可の基準）の規定が準用される。

環境訴訟における義務付け訴訟の判例を見てみよう。原発以外だが、福岡県飯塚市安定型産業廃棄物処分場での放置廃棄物除去に対する県の廃棄物処理法に基づく措置命令発出前に同命令を義務付けた例に、福岡高判平成 23（2011）年 2 月 7 日（最高裁でそのまま確定³⁶⁾）（以下、福岡高判）がある。福岡高判は、訴訟要件として、次の i) ~iv) を挙げる。つまり、i) 処分の特定性（行訴法 3 条 6 項 1 号）、ii) 原告の法律上の利益・原告適格（同法 37 条の 2 第 3・4 項）、iii) 「重大な損害を生ずるおそれ」(同第 1 項)、iv) 「他に適当な方法がない」(補充性、同第 1 項) がそれであるが、これらを肯定した。注目すべきは、iii) に関する判示である。福岡高判は、原告周辺住民が、廃棄物処理基準に該当しない廃棄物の処理により、その「生命、健康に損害」が生じ、そうした「損害は、その性質上回復が著しく困難である」から、「重大な損害」が生じるおそれがある、とする。

福岡高判は、本案では、v) 廃棄物処理法の基準に適合しない処理がされ、vi) 「生活環境の保全上」の支障または支障の恐れがあるのに、同県が、vii) 廃棄物処理法の代執行をしないこと、viii) 廃棄物処理法の措置命令をしないことを挙げて、viii) の措置命令の義務付けを肯定した（ただし vii) の代執行の義務付けは否定）。次のように言う。県知事が「法に基づく規制権限を行使せず、本件措置命令を発しないこと」は、規制権限を定めた「法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠く」から、「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用」となる（行訴法 37 条の 2 第 5 項）、と。本件訴訟でも、仮に建設・運転停止の義務付け請求の可否が問題とされたとしよう。その場合、i) ~ iv) の訴訟要件が充たされれば、本案では、被告電源開発による建設・運転が、v) 原子炉等規制法に基づく基準に適合せず、iv) 「災害の防止上支障がない」との立証がされないのに、被告国（規制委員会）が、viii) 同法の措置命令を発しない場合、被告国の裁量権の逸脱・濫用となり、被告電源開発の建設・運転停止が義務付けられることになる。

4.4.4 行政庁の処分前の処分の差止 (行訴法 37 条の 4)

ところで、本件訴訟の原告の請求は、被告電源開発に対する被告国の設置変更許可の前に、被告国に許可をしないことを求める許可の差止請求へと変更された。問題となるのは、原子炉等規制法 43 条の 3 の 6（許可の基準）第 1 項で、許可申請が、同項が規定する各「基準に適合している」場合でなければ、規制委員会は、許可をしてはならない、とされている点である。同項の規定する各基準の内、特に問題となるのは、上記の義務付け訴訟と同様、同項第 4 号の「災害の防止上支障がない」との基準に適合しているかである。

ここでも、環境訴訟における差止訴訟の判例を見てみよう。原発以外だが、瀬戸内海的良好な景観を有する港（鞆の浦）の埋立に対し、周辺住民が広島県を被告として公有水面埋立免許の差止を求めた事件で、これを認めた広島地判平成 21（2009）年 10 月 1 日³⁷⁾（高裁審理中に事業者＝同県が同免許申請を取下げ）（以下、広島地判）があ

る。広島地判は、訴訟要件として、i)原告の「法律上の利益」(原告適格、行訴法37条の4第3・4項)、ii)「重大な損害を生ずるおそれ」(行訴法37条の4第1項本文)(積極要件)、iii)「損害を避けるため他に適当な方法」がないこと(行訴法37条の4項第1項ただし書)(消極要件(補充性))、iv)処分等が「されようとしている場合」(蓋然性、行訴法3条第7項)であることを挙げ、これらが満たされているとした。

まず、広島地判は、i)(訴えの利益(原告適格))の判断では、判例である「法律上保護された利益説」を基本に、良好な景観は法律上保護される利益であるとした最判平成18(2006)年3月30日や、公有水面埋立法3・4条や瀬戸内法13条などの規定を踏まえ、住民が有する景観利益は個別的利益として保護されているとして、原告適格を肯定した。

次に、iii)の判断(行訴法37条の4第1項の「消極要件」(補充性))については、広島地判は、国家斉唱等の職務命令差止訴訟(最判平成24(2012)年2月9日)³⁸⁾と同様、当該処分等がなされた後に、取消訴訟を提起し執行停止を受けるのでは十分な救済を得られない損害である、とする。つまり、広島地判は、仮に公有水面埋立免許の出願がされれば、免許付与後3カ月以内に工事が開始され、その後5カ月以内に工事完成という予定の中で、原告が埋立免許付与後に取消訴訟を提起し、執行停止の申立をしても、争点が多岐に渡り、直ちに執行停止の判断がされるとは考え難い、つまり他に適当な方法がない、という。

さらに、ii)の判断(行訴法37条の4第1項の「積極要件」)で注目すべきは、「重大な損害を生ずる」理由として挙げられているのが、「景観利益は、日々の生活に密接に関連した利益」であり、「一度損なわれたならば、金銭賠償によって回復することは困難」であることであろう。

また、広島地判では、iv)(蓋然性)の要件は明示されていないが、広島県・福山市(事業者ら)が、2007年5月、埋立免許権者の広島県に免許出願をしたのに対して、原告住民が差止訴訟を提起したのは、同年4月であったから、当然、処分等の「蓋然性」が前提とされていると思われる。なお、iv)は、上記最判では明示的に訴訟要件と

され、学説上も訴訟要件とされている。³⁹⁾

そのうえで、本案では、広島地判は、公有水面埋立法4条第1項第1号の「国土利用上適正且合理的」要件に照らし、広島県が埋立免許をすることは不合理であり、「裁量権を逸脱した違法な行為にあたる」として(行訴法37条の4第5項)、埋立免許の差止を認めた。次のように言う。「瀬の浦の景観の価値は……いわば国民の財産ともいふべき公益である。しかも、本件事業が完成した後にこれを復元することはまず不可能となる性質のもの」だから、事業の「依り所とした調査及び検討が不十分であるか、又は、一定の必要性」(道路整備効果・駐車場の整備その他)はあるにしても、「それのみによって本件埋立それ自体の必要性を肯定することの合理性を欠く」、と。

4.4.5 行訴法37条の4の差止訴訟と本件訴訟

まず、訴訟要件であるi)についてである。本件訴訟では、上記広島地判とは異なるが、原告函館市は、「法律上の利益」として、地方自治体としての「財産権」かつ「地方自治体の存立を維持する権利」を有し、差止訴訟の原告適格は肯定される(人見剛・意見書「大間原発訴訟における函館市の出訴資格及び原告適格」⁴⁰⁾における[鑑定事項2])。また、原告が函館市でも、本件訴訟における差止訴訟は、裁判所法3条第1項にいう「法律上の争訟」にあたる(人見剛・意見書における[鑑定事項1])。そして、人見剛氏の前掲意見書は、本件訴訟での無効確認訴訟と義務付け訴訟を扱うが、本件訴訟での差止訴訟でも同様である。なお、以上の「鑑定事項」2点について、本件訴訟第9回口頭弁論時に、人見剛氏の意見書と結論は同旨である阿部泰隆氏の意見書・白藤博行氏の意見書・高木光氏の意見書が原告側から提出された。

次に、訴訟要件であるiii)についてであるが、他の原発と比較してみる。確かに、本件訴訟の大間原発は建設途上であり、完成後運転を停止した原発とは単純に比較できない。しかし、他の原発(大飯3・4号、高浜3・4号、伊方3号、川内1・2号、玄海3・4号)では、設置変更許可から使用前確認終了日までの期間は、概ね短いもので約11カ月、長くて約1年半程度であり(原子力規

制庁「原子力発電所の新規規制基準適合性審査等の状況」⁴¹⁾（2024年1月10日）、期間としては長くはない。つまり、仮に原告が変更許可の付与後に訴えを提起し執行停止の申立をしても、直ちに執行停止の判断がされるとは考え難く、iii)は肯定されるべきことになる。この場合、本件訴訟において、被告電源開発に民事差止訴訟も並行して提起されているが、第三者（本件訴訟では電源開発）に民事訴訟の提起が可能でも、「損害を避けるために他に適当な方法がある」⁴²⁾ことにはならない。

さらに、訴訟要件であるii)であるが、広島地判の事案と異なり、本件訴訟での損害は、原告函館市の「財産権」かつ「地方自治体の存立を維持する権利」の侵害から生じる。しかし、こうした損害は、住民の「日々の生活に密接に関連した利益」自体の侵害であり、また、自治体の存立の維持が問題になるだけに「一度損なわれたならば、金銭賠償によって回復することは困難」となる利益であり、ii)も肯定されるべきである。

訴訟要件であるiv)についてはどうか。上記のとおり、被告国は「……適合性審査は終了までの見通しが立っていない」（2023年9月26日、大間原発差止訴訟（住民原告）の控訴審の札幌高裁第10回口頭弁論調書⁴³⁾）とする。しかし、この点でも単純に比較はできないが、他の原発（大飯3・4号、高浜3・4号、伊方3号、川内1・2号、玄海3・4号）は、設置変更許可申請から許可付与まで、概ね約1年2カ月から約3年10カ月となっている。その当否はともかく、大間原発の場合よりも明らかに短い期間で許可がなされており、不許可処分「見通し」が立たない以上、許可処分の「蓋然性」（iv)）はあると考えるべきではないか。

そして、以上の訴訟要件を満たせば、本件訴訟の本案では、原子炉等規制法43条の3の6第1項第4号の「災害の防止上支障がない」要件に照らし、国の主張立証が効を奏しない場合、国の裁量権の逸脱・濫用となり、許可の差止がなされることになろう。重要なのは、訴訟要件であるiii)と同様に、本件訴訟での原告の損害は、自治体の「財産権」かつ「地方自治体の存立を維持する権利」である点である。こうした権利は、住民の「日々の生活に密接に関連」し、また、「一度損な

われたならば、金銭賠償によって回復することは困難」となるが、裁量権の濫用・逸脱の有無は、この点を最重視してなされるべきである。

5 行政庁の許可と民事の差止請求の関係

5.1 行政庁の許可付与と民事差止の裁判例

まず、行政庁の許可が付与された場合、民事上も違法とされず、民事の差止請求は棄却されるか（以下、5.2、5.3）、次に、行政庁の許可がなお付与されていない場合、民事上も違法とされず、民事の差止請求は棄却されるか（以下、5.4）、について、主要な民事の差止請求の裁判例を取り挙げて検討する。許可付与後に提起された裁判例は多いが、それは、許可が要求される施設では、許可後に差止訴訟が起こされる事案が多いからである。以下5.2では、廃棄物処理法に関する裁判例を、また、以下5.3では、原子炉等規制法に関する裁判例を挙げて検討する。まず、5.2、5.3の結論からいえば、被告施設が行政庁の許可を得た場合でも、民事の差止請求が認められた裁判例は多数に上る。

5.2 行政庁の許可付与後の裁判例（その1）

5.2.1 廃棄物処理法に関する裁判例

- i) 吉田町し尿処理場差止請求事件広島高裁判決（広島高判昭48〈1973〉年2月14日、以下、広島高裁判決⁴⁴⁾（本稿では略）
- ii) 丸森町産業廃棄物処分場差止請求事件仙台地裁決定（仙台地判平4〈1992〉年2月28日、以下、仙台地裁決定⁴⁵⁾（本稿では略）
- iii) 山鹿市産業廃棄物処分場差止請求事件熊本地裁決定（熊本地判平7〈1995〉年10月31日、以下、熊本地裁決定⁴⁶⁾（本稿では略）
- iv) 千葉県旭市等産業廃棄物処分場差止請求事件千葉地裁判決（千葉地判平19〈2007〉年1月31日、以下、千葉地裁判決⁴⁷⁾（本稿では略）
- v) 水戸市産業廃棄物処分場差止請求事件（東京高裁判決19〈2007〉年11月29日、以下、東京高裁判決⁴⁸⁾（本稿では略）

5.2.2 廃棄物処理法の許可と原告の権利侵害等の関係

i) 廃棄物処理法の許可と原告の権利侵害等のおそれの有無

上記「5.2.1 廃棄物処理法に関する裁判例」のi)～v)は、すべて、廃棄物処理法上の「許可」(1993年改正前＝旧法下での設置届〈実質許可制〉・1993年改正後＝新法下での許可を含む)(都道府県)が付与されている場合で、その後に住民により民事の差止訴訟が提起され、差止請求が認容されている。そして、審判の対象・立証事項は、i)では、原告の被害が受忍限度を超えるか、ii)・iii)では、原告の平穏生活権の侵害の有無、iv)では、原告の身体的人格権の侵害の有無、v)では、原告の生命・身体・健康侵害の有無である。注目すべき第一点は、以上では、被告が廃棄物処理法の「許可」を得たという事実から、原告の被害が受忍限度を超え(i)ない、または、原告の権利(人格権)侵害の(高度の)蓋然性が(ii)～v)ない、との推定はされていないことである。

ii) 行政庁の許可と民事の違法性の関係

注目すべき第二点は、以上の裁判例の内幾つかでは、そもそも、廃棄物処理法や同法の許可は、原告の権利侵害等のおそれが生じない保障を伴うものと評価されていないことである。iv)では、同法の許可だけでは、被告施設の設置の「一定の基準を満たした」といえるに過ぎないとされ、さらに、v)では、同法の許可だけでは水源地汚染への「危険を有効に制御」できない、とされた。注目すべき第三点は、被告が廃棄物処理法の規制すら遵守できない場合、その事実は、原告の権利侵害等の推定の根拠となるとされることである。iv)では、被告には、廃棄物処理法の求める経理的基礎が欠如し資金不足が生じる結果、被告施設から浸出水が漏出し、原告の権利侵害等をもたらす、とされている。

以上からすると、廃棄物処理法の許可は必要だが、それだけでは十分ではなく、最低限度の基準を確保するものに過ぎないことになる。つまり、被告が行政庁の許可を得たからといって、それだけで、民事上も違法性が否定され民事の差止請求ができないことにはならない。しかし、他方で、逆に、行政庁の許可基準は最低限度の基準だけ

に、基準を守らない場合、原則として民事上の違法性が推定され、差止請求が認められることになる。以上の行政庁の許可基準と民事の違法性との関係についての理解は、廃棄物処理法だけでなく、環境法一般に通じると思われる。この理解は、加藤一郎氏以来、行政庁の許可基準と民事の損害賠償請求の関係について主張される有力説⁴⁹⁾であり、損害賠償請求だけでなく、差止請求の場合でも同様と思われる。

5.3 行政庁の許可付与後の裁判例(その2)

5.3.1 原子炉等規制法に関する裁判例

i) 高浜原発3・4号機に関する大津地裁決定(大津地決平成28(2016)年3月9日、以下、大津地裁決定)⁵⁰⁾

規制委員会から2015年2月12日に原子炉設置変更許可(「再稼働許可」)がなされた被告の高浜原発3・4号機について、原告住民が人格権に基づき運転の差止(仮処分)を求めた。争点は、被告原発の「危険性すなわち人格権が侵害されるおそれが高い」か否かであり、原告の人格権の侵害のおそれの有無が審判の対象であり、立証事項である。同決定は次のようにいう。

第一に、伊方最判の主張立証責任論⁵¹⁾に従うが、その場合、被告関西電力は、福島事故を踏まえ、原発の設計・運転の規制が具体的にどのように強化されたか、と、被告がどのように応えたか、の主張立証を「尽すべき」である。第二に、福島事故の原因究明も不十分であり検討すべき要素も多く残るが、新規制基準と設置変更許可をもって「公共の安寧」がもたらされる、との主張立証が尽くされたといえない。第三に、原発の外部電源の耐震性の扱いが、新規制基準では依然Cクラスだし、他方、非常用電源の扱いはSクラスだが、本件の個別の非常用電源が十分、との証明がされてない。第四に、使用済み核燃料ピットは、新規制基準では、耐震性の扱いがBクラスだが、本件ピットの冷却装置の損傷の場合の漏水に対する注入水速度は十分、との証明がされてない。第五に、基準地震動におよそ合理性がないとはいえないが、本件原発周辺の活断層の連動性・末端部

分の確認が不十分、断層の長さから地震力を想定する松田式への疑念、耐専式を用いた応答スペクトルと実際の乖離等の6点から、本件原発の基準地震動が十分、との証明がされてない、と（そのほか、津波に対する安全性能・テロ対策・避難計画等の争点で証明が不十分だとする）。以上から、同決定は、原告の「人格権が侵害されるおそれが高い」のに、被告施設の「安全性が確保されていること」の被告による立証がない、として、差止を認めた。

ii) 伊方3号機に関する広島高裁決定（広島高裁決定平成29〈2017〉年12月13日、以下、2017年広島高裁決定）

規制委員会から2015年7月15日に原子炉設置変更許可（「再稼働許可」）がなされた被告四国電力の伊方3号機について、原告住民が、人格権に基づき運転の差止（仮処分）を求めた。争点は、被告原発の運転により原告の「生命、身体等の人格権が侵害される具体的な危険がある」か否かであり、原告の人格権侵害の具体的な危険の有無が審判の対象であり、証事項である（同決定はこれを「具体的な危険の不存在①」と呼ぶ）。同決定は次のようにいう。

第一に、被告が具体的な危険の不存在①の主張立証を尽くさない場合、人格権侵害の具体的な危険が事実上推定される。第二に、新規制基準への適合判断が「原子力規制委員会により示されている場合」には、被告は、「具体的な危険の不存在①の主張立証に代え」（下線部一神戸）、「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」を主張立証できる。第三に、これに対する原告の主張立証（「基準の不合理性又は基準適合判断の不合理性」）は、「反証」とされ、被告が基準の合理性及び基準適合判断の合理性について主張立証を尽くさず、又は原告の反証の結果として上記主張立証が尽くされないこととなる場合、基準の不合理性又は基準適合判断の不合理性が事実上推定され、人格権侵害の具体的な危険の存在が推認される。

第四に、本件原発の審査基準である新規制基準を検討するに、それ自体は不合理とはいえないし、また、調査審議および判断の過程も、新規制基準である「地震ガイド」・「津波ガイド」（基準

地震動の策定・耐震設計における重要度分類・使用済核燃料の安全性対策等々）に関しては、規制委員会の判断は合理的である。第五に、本件原発は、阿蘇から130kmの範囲内で、約9万年前に生じた日本で過去最大規模の阿蘇4噴火の火砕流の到達範囲の160kmの範囲内にある。第六に、新規制基準である「火山ガイド」に従えば、こうした火山事象は、本件原発に「影響を及ぼす可能性が十分小さい」とは評価されず、本件原発は立地不適とされ、被告により具体的な危険の不存在①の証明はされていない、と。以上から、同決定は、被告が、原告の「生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在しないこと」との証明を尽していない、として、差止を認めた。

上記第一～第三の枠組み⁵³⁾は、反対に解釈すれば、新規制基準への適合性審査の結果が示されず許可が出ていない場合、被告は、具体的な危険の不存在①の立証を「基準の合理性及び基準適合判断の合理性」に代置できず、原則どおり、具体的な危険の不存在①を主張立証しなければならないことになる。

iii) 伊方3号機に関する広島高裁決定（広島高裁決定令和2〈2020〉年1月17日、以下、2020年広島高裁決定）

規制委員会から2015年7月15日に原子炉設置変更許可（「再稼働許可」）がなされた伊方3号機について、上記ii)事件と異なる原告住民が、人格権に基づき運転の差止（仮処分）を求めた。争点は、被告原発の運転により原告の「生命、身体、生活基盤に重大な被害を受ける具体的な危険がある」か否かであり、原告の生命・身体・生活基盤への重大な被害の具体的な危険の有無が審判の対象であり、立証事項である。同決定は次のようにいう。

第一に、伊方最判の主張立証責任論に依拠すると、結局、被告四国電力が、「具体的な審査基準」に不合理な点がなく、「調査審議及び判断の過程」の不合理な点がないことを証明した場合、原告への具体的な危険の不存在が証明されたといえる。第二に、「火山ガイド」によれば、阿蘇4噴火のような破局的噴火が、本件原発に到達した可

能性が否定できない場合、立地不適となるのが原則だが、破局的噴火の可能性は極めて低く、それだけで立地不適とするのは社会通念に反する。第三に、しかし、破局的噴火に至らない程度の最大規模の噴火規模は考慮すべきで、その規模は被告想定約3～5倍で、被告の降下火砕物（火山灰）の想定は過少である。第四に、新規制基準にいう「震源が（原発の）敷地に極めて近い」（2km以内）活断層が否定できないのに、被告は海上音波探査をしなかった（中央構造線断層帯長期評価〈第二版〉参照、佐多岬半島沿岸部分）のだから、規制委員会が、上記第三・四の点を問題なしと判断した点で、「調査審議及び判断の過程」に過誤・欠落（不合理な点）があり、具体的危険の不存在は証明されてない、と。以上から、同決定は、被告が、原告の「生命、身体や生活基盤に重大な被害を受ける具体的な危険」がないとの証明をしていない、として、差止を認めた。

5.3.2 原子炉等規制法の許可と原告の権利侵害等の関係

i) 原子炉等規制法の許可と原告の権利侵害等のおそれの有無

上記「5.3.1 原子炉等規制法に関する裁判例」i)～iii)では、原子炉等規制法に基づく規制委員会の許可が付与されている場合で、その後に住民により民事の差止訴訟（または仮処分）が提起され、差止請求（仮処分）が認容された。審判の対象・立証事項は、i)では、原告の人格権の侵害のおそれの有無、ii)では、原告の人格権侵害の具体的な危険の有無、iii)では、原告の生命・身体・生活基盤への重大な被害の具体的な危険の有無である。注目すべき第一点は、以上の裁判例では、被告が原子炉等規制法の許可を得た事実から、原告の人格権の侵害のおそれ（i）がない、原告の人格権侵害の具体的な危険（ii）がない、原告の生命・身体・生活基盤への重大な被害の具体的な危険（iii）がない、といった推定はされていないことである。つまり、原子炉等規制法の場合でも、行政庁の許可の付与をもって原告の人格権等のおそれを否定することにはならない。

ii) 行政庁の許可と民事の違法性の関係

注目すべき第二点は、裁判例 i) では、そもそも、改正原子炉等規制法及び同法に基づく許可のもとでは、原告の権利侵害等のおそれを生じさせない、と評価されていないことである。i) では、改正原子炉等規制法の新規制基準の内容自体に不十分な点があるし、また、新規制基準に基づく許可の付与をもってして被告施設の安全性が確保され、原告の権利侵害等のおそれを生じさせない、とはいえない、とされている。注目すべき第三点は、裁判例 ii) における次の指摘である。まず、被告が、原告の人格権への具体的な危険が生じないことを主張立証する必要がある（「具体的な危険性の不存在」）、これを尽さない場合は、具体的危険の存在が推定される（原則）。ここで、規制委員会により審査基準に適合する、と判断された場合、「具体的な危険性の不存在」に代えて、規制委員会の審査基準と適合判断に看過し難い過誤・欠落がないことの主張立証で足りる、と。つまり、逆に許可未了の場合、原則どおり、被告が「具体的な危険性の不存在」の主張立証を尽くす必要があり、この点、許可未付与の場合に差止を認めた大飯原発3・4号機に関する福井地裁判決（後述 5.4.2）の考え方と軌を一にする。

注目すべき第四点は、裁判例 ii)・iii) では、改正原子炉等規制法と新規制基準が前提とされること自体に問題はないが、それらに基づく許可付与の判断に過誤があり、その場合には、原告の権利侵害等のおそれを生じさせない、と評価されないことである。ii) では、新規制基準である「火山ガイド」全部に合理性があるとの前提で、被告施設が火山噴火の火砕流の到達範囲にないとの判断がなされた点が、iii) では、合理性のある「火山ガイド」部分を前提として、火山噴火に伴う火山灰の被告の想定が不十分であり、かつ、原発の敷地に極めて近い活断層が存在する調査を被告がしていない点が問題とされている。

こうして、原子炉等規制法の場合、行政庁の許可は必要だが、裁判例 i) によれば、同法改正後の新規制基準自体が十分ではなく、原告の権利侵害等のおそれがないレベルを確保する必要がある。つまり、被告が行政庁の許可を得ても、それだけで、民事上も違法性が否定され民事の差止請

求ができないことにはならない。また、裁判例 ii) によれば、被告において、行政庁の許可が得られた場合には、規制委員会の審査基準・適合判断の看過し難い過誤・欠落の主張立証で足りるか、許可が得られていない場合は、具体的危険性の不存在の主張立証を要する。同時に、裁判例 ii)・iii)によれば、逆に、同法改正後の新規制基準の運用過程で同基準が守られない場合は、原則として民事上の違法性が推定され、差止請求ができる。以上、行政庁の許可と民事の違法性との関係の理解は、廃棄物処理法（上記 5.2.2 参照）だけでなく、原子炉等規制法でも通用すると思われる。

5.4 行政庁の許可未付与の裁判例

5.4.1 行政庁の許可前の民事差止

上記 5.2、5.3 で見たように、仮に行政庁の許可が付与されても、裁判所が民事差止請求の判断に入り、また、差止請求を認めることは理論的にも可能であり、差止請求を認容した裁判例は数多くみられる。とするならば、逆に行政庁の許可がなされない内は民事上の権利侵害のおそれの有無は判断できないか、である。以下では、原子炉等規制法の許可が付与されていない場合で、裁判所の民事差止の判断がなされた例を挙げる。なお、廃棄物処理法の場合は、許可申請後の行政庁の審査の期間が比較的短く、設置の許可等の後に、民事差止訴訟が提起される例がほとんどである。

5.4.2 大飯原発 3・4 号機に関する福井地裁判決（福井地判平成 26（2014）年 5 月 21 日）⁵⁵⁾以下、福井地裁判決

被告関西電力の大飯 3・4 号機について、原告住民が、人格権または環境権に基づき運転の差止（仮処分）を求めたが⁵⁶⁾、福井地裁判決の時点では、規制委員会から原子炉設置変更許可（「再稼働許可」）はなされていなかった（2017 年 5 月 24 日に付与）。争点は、被告原発の運転により原告の「人格権が侵害される具体的な危険がある」か否かであり、原告の人格権侵害の具体的な危険の有無が審判の対象であり、立証事項である。同判決は次のようにいう。

第一に、原発事故は広範で重大な「人格権」侵

害を引き起こすから、侵害の「万が一」の危険性がある場合、被告関西電力には、「具体的危険性」を生じない「万全の措置」が要求される。第二に、司法審査の対象は、民事訴訟では権利の具体的危険性の有無であり、行政訴訟である伊方最判の主張立証責任論は適用されず、法令の「基準」への「適合」ないし「適合性」判断ではなく、原告は、人格権侵害の具体的危険性が万が一でもあることを立証すれば足りる。第三に、ところで、本件原発の「冷やす機能の維持」について、1,260 超ガル・1,260 ガル以下から 700 ガル超・700 ガル以下の各地震を想定した場合に欠陥があり、また、「閉じ込める構造」についても、「使用済み核燃料」が堅牢な設備に囲まれておらず、欠陥があるのに万全の措置がなく、人格権侵害の具体的危険性がある、と。以上から、福井地裁判決は、被告が、原告が「その生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的な危険が存在しないこと」との証明を尽していない、として、差止を認めた。

5.4.3 司法審査の対象と原告の権利侵害等

注目すべき第一点は、被告が原子炉等規制法の許可が付与されていなくても、司法審査が可能としたことであり、その場合の司法審査の対象は、民事訴訟では権利の具体的危険性の有無である、としたことである。注目すべき第二の点は、権利の具体的危険性という場合の「権利」とは「人格権」だが、原発事故では「人格権」の広範で重大な侵害が生じるので、「具体的」危険性とは「万が一」の危険性を意味し、原告の立証はそれをもって足りる、としたことである。注目すべき第三の点は、行政訴訟である伊方最判の主張立証責任論は適用されず、司法審査の対象は、法令（原子炉等規制法・新規制基準）への適合性の有無の判断ではない、としたことである。こうして、福井地裁判決によれば、行政庁の許可が付与されていなくても、民事の差止訴訟について判断することには何らの制約もない。

こうして、仮に行政庁の許可が付与された場合でも、裁判所が、差止請求を認めることは理論的にも可能だし、現に差止請求を認容した裁判例は数多くみられる（上記 5.2、5.3 参照）。とするならば、理論的に考えるなら、行政庁の許可がされ

ていない場合、いったん付与された許可を否定する結果にならず、民事の差止請求を認めることには、なおさら何らの制約もないことになるとと思われる。

6 おわりに

(1) 札幌地裁判決は、「適合性審査が終了する時期は、およそ見通すことができない状況」であり、民事訴訟の審理として、「約8年半という期間は、原子力発電所の安全性という事柄の重大性、専門性を考慮しても、社会通念に照らして短いものとはいえない」とする。泊原発再稼働許可（「設置変更許可」）申請後約8年半後の安全審査終了の見通し欠如の原因は、被告北海道電力に帰せられ、「安全面ないしその審査における問題の多さや大きさ」を推定させ、差止を認める理由となった。大間原発は、泊原発と違い建設中ではあるが設置許可自体は出ているものの、設置変更許可申請後は、泊原発を上回る約9年半が経過し、かつ、この時点での審査終了の見通しが欠如し、その見通し欠如の原因は被告電源開発に帰せられる、と思われる。本件訴訟の多数の争点の中で、原発敷地内等の活断層の存在を否定できない被告電源開発と規制委員会とのやり取りを検討しただけでも、札幌地裁判決と同様の推定が働く。なお、札幌地裁判決が述べるように、本件訴訟の場合でも、仮に「事情が変化するような事態が仮に生じた場合には、請求異議の訴え等によって」紛争解決を図ればよく、現時点で、民事の差止請求を認めるに際しての支障はない。

(2) 仮に行政庁の許可が付与された場合でも、裁判所が、民事の差止請求を認めることは理論的にも可能（「行政行為の公定力の限界」）だし、現に、民事の差止請求を認容した裁判例（廃棄物処理法・原子炉等規制法）は多い。その根本的理由は、民事訴訟の審判の対象は「法令上の行為規範に対する違反」の有無ではなく、「原告によって主張される権利関係の存否」である点にある。仮に、許可が付与されて、許可基準への違反がない場合でも、民事訴訟では、原告の権利侵害のおそれがあれば、民事の差止請求は認められる。むしろ、逆に、行政庁の許可が付与され、許可基準に照らして違反があれば、その違反の事実、民事訴訟では、原告の権利侵害のおそれを推定するものとなる。本件訴訟では、仮に行政庁（規制委員会）から被告電源開発に許可が付与されても、原告函館市は、民事の差止請求を継続し、差止の判断を得ることができる。

ろ、逆に、行政庁の許可が付与され、許可基準に照らして違反があれば、その違反の事実、民事訴訟では、原告の権利侵害のおそれを推定するものとなる。本件訴訟では、仮に行政庁（規制委員会）から被告電源開発に許可が付与されても、原告函館市は、民事の差止請求を継続し、差止の判断を得ることができる。

(3) 仮に行政庁の許可が未付与でも、民事訴訟として、原告の権利侵害のおそれの有無の判断はでき、その場合、行政庁の許可・不許可の判断を待たねばならない（＝函館地裁判決の考え方）ことにはならない。むしろ逆に、許可が付与されない場合、原則どおり、被告は「具体的危険性の不存在」の主張立証を尽くす必要がある。本件訴訟では、行政庁（規制委員会）から被告電源開発に許可が付与される前に、原告函館市は、自治体の財産権・存立維持権を根拠とし、その侵害のおそれの有無を争い、被告電源開発が、自治体の財産権・存立維持権侵害の恐れがないこと（例：被告の原発敷地内等の活断層の存在を否定することその他）を主張立証できない場合、民事の差止（建設・運転差止）が認められる。

さらに、仮に行政庁の許可が未付与でも、行訴法上の処分差止請求（行訴法37条の4）ができ、訴訟要件と本案要件をクリアすれば、差止が認められる（裁判所としての「不許可」の判断）。本件訴訟では、行政庁（規制委員会）から許可が付与される前に、原告函館市（原告適格あり・同市による訴訟は「法律上の訴訟」に該当〈原告提出の4通の行政法学者の意見書参照〉）は、被告国に対し、原子炉等規制法の許可処分の差止を争うことができる。この場合、被告国は、重大な損害のおそれその他の訴訟要件の存在を否定し、許可付与について裁量の逸脱・濫用とならないことを主張立証できなければ、行訴法上の差止が認められる。

なお、被告電源開発が、自治体の財産権・存立維持権の侵害（のおそれ）のないことを主張立証できなければ、同権利侵害（のおそれ）は、民事差止訴訟だけでなく、被告国に対する行訴法上の差止請求を認める重要な要素となる。

注

- 1) 以下、検索の便宜から、判決の年または年月日の表記には元号と西暦を併用するが、それ以外は、裁判の口頭弁論・準備書面、行政機関の会議・決定も含めて、すべて西暦に統一して表記する。
- 2) 裁判所 WEB サイト。TKC データベース文献番号：25449377。
- 3) 判例時報 1441 号 37 頁。
- 4) 裁判所 WEB サイト。TKC データベース文献番号：25592518。
- 5) 函館市 HP。
- 6) 函館市 HP。
- 7) 原子力規制委員会 HP。
- 8) 大間原発訴訟の会 HP。
- 9) 函館市 HP。
- 10) 渡辺満久「北半島北西端周辺の地震性隆起海岸地形と海底活断層」（活断層研究 36 号〈日本活断層学会〉、2012 年）1 頁以下。
- 11) 原子力規制委員会 HP。
- 12) 原子力規制委員会 HP。
- 13) 函館市 HP。
- 14) 小野有五「大間原発敷地内の典型的な活断層露頭（前編）」（『科学』〈岩波書店〉2020 年 8 月号）712 頁、小野有五「大間原発敷地内の典型的な活断層露頭（後編）」（『科学』〈岩波書店〉2020 年 9 月号）802 頁。
- 15) 原子力規制委員会 HP。
- 16) 原子力規制委員会 HP。
- 17) 原子力規制委員会 HP。
- 18) 原子力規制委員会 HP。
- 19) 原子力規制委員会 HP。
- 20) 原子力規制委員会 HP。
- 21) 原子力規制委員会 HP。
- 22) 同条 3 項では、「変位が生ずるおそれがない地盤」に関連して、耐震重要施設が「断層等〈活断層—神戸〉の露頭がある地盤に設置された場合」とされているが、本文で述べたように、「設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること」とされており、活断層の露頭がない地盤でも、同条同項の「地盤」となりうる。
- 23) 読売新聞オンライン・2023 年 5 月 28 日付。
- 24) 前掲原子力規制委員会「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 第 1043 回」議事録 22 頁以下。
- 25) 新堂幸司『新民事訴訟法 [第 6 版]』232 頁。
- 26) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法上 [第 2 版補訂版]』（有斐閣、2013 年）65 頁。
- 27) 藤田宙靖『第四版 行政法 I（総論）【改訂版】』（青林書院、2006 年）496 頁。
- 28) 原田尚彦『行政法要論〈全訂第七版補訂二版〉』（学陽書房、2012 年）407 頁。
- 29) 塩野宏『行政法 I [第六版]』（有斐閣、2015 年）160 頁。
- 30) 藤田宙靖『第四版行政法 I（総論）【改訂版】』138 頁、210 頁、385-386 頁。
- 31) 塩野宏『行政法 I [第六版]』（有斐閣、2015 年）163 頁以下。
- 32) 民集 46 卷 6 号 1090 頁。
- 33) 塩野宏『行政法 II [第三版]』（有斐閣、2004 年）187 頁・注（3）。
- 34) 塩野宏『行政法 I [第六版]』（有斐閣、2015 年）168 頁。
- 35) 以上については、藤田宙靖『第四版行政法 I（総論）【改訂版】』138 頁以下および 383 頁以下参照。
- 36) 環境法判例百選（第 3 版）54 番。
- 37) 環境法判例百選（第 3 版）64 番。判例時報 2060 号 3 頁。
- 38) 民集 66 卷 2 号 183 頁。
- 39) 櫻井敬子・橋本博之『行政法 [第 6 版]』（弘文堂、2021 年）337 頁。
- 40) 平成 28（2016）年 7 月 14 日本件訴訟第 9 回口頭弁論時提出。自治総研通巻 444 号 2015 年 10 月号 20 頁以下に再掲。
- 41) 原子力規制委員会 HP。
- 42) 室井力・芝池義一・浜川清編著『コンメンタール行政法 II 行政事件訴訟法・国家賠償法』（日本評論社、2006 年）415 頁（深澤隆一郎筆）。
- 43) 前掲大間原発訴訟の会 HP。
- 44) 判例時報 693 号 27 頁。
- 45) 判例時報 1429 号 109 頁。
- 46) 判例時報 1569 号 101 頁。
- 47) 判例時報 1988 号 66 頁。
- 48) 判例集未登載。LEX/DB25463972。
- 49) 加藤一郎編『公害法の生成と展開 序論』（岩波書店、1968 年）（加藤一郎筆）36 頁。大塚直「環境民事差止訴訟の現代的課題——予防的科学訴訟とドイツにおける公法私法一体化論を中心として」（大塚直ほか編『社会の発展と権利の創造——民法・環境法学の最前線』〈有斐閣、2012 年〉）566 頁も同旨である。
- 50) 判例時報 2290 号 72 頁。
- 51) 伊方最判の主張立証責任論とは、原告の人格権侵害の主張・立証の責任は「本来、原告が負う」ものだが、「資料をすべて被告行政庁の側が保持している」等を考慮すると、被告が「まず……具体的な審査基準並びに調査審議及び判断の過程」等に「不合理な点のないこと」を「相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要がある」り、被告がこれを「尽くさない場合には……不合理な点があることが事実上推定される」、というものである。
- 52) 判例時報 2357=2358 号 238 頁。
- 53) 川内原発 1・2 号機に関する平成 28（2016）年 4 月 6 日福岡高裁宮崎支部決定（判例時報 2290 号 96 号）でも、広島高裁決定と類似の枠組みが採用されている。
- 54) 裁判所 WEB サイト。
- 55) 判例時報 2228 号 72 頁。
- 56) 差止を認めたわけではないが、大飯原発 3・4 号機の運転差止仮処分事件において、大阪地決平成 25（2013）年 4 月 16 日（判タ 1403 号 309 頁）も、同 3・4 号機の再稼働許可が出される前（設置変更許可処分日は平成 29（2017）年 5 月 24 日）に、安全基準の合理性とその充足性について判断して、仮処分却下の決定をした。

Relationship Between Nuclear Power Plant Installation (Modification) Permits and Civil Lawsuits: Examining Two Injunction Lawsuits against the Ohma Nuclear Power Plant

Hidehiko Kanbe

Abstract

In April 2014, the city of Hakodate in Hokkaido became the first local government to file a lawsuit as a plaintiff seeking an injunction against the construction of the Ohma Nuclear Power Plant in Aomori Prefecture, which had been approved for installation and was under construction at the time. The lawsuit was filed with the Tokyo District Court, naming the national government and the Electric Power Development Co., Ltd. (Dengen Kaihatsu) as defendants.

The city of Hakodate sought the following: i) a declaration of invalidity regarding the installation permit issued by the defendant, the national government; ii) an obligation for the defendant, Electric Power Development Co., Ltd., to halt the construction and operation of the plant (equivalent to an injunction against future installation (modification) approvals, including those permitting a plant restart); and iii) an injunction against the construction and operation of the Ohma Nuclear Power Plant by Electric Power Development Co., Ltd. (civil lawsuit).

This paper primarily examines the validity of claim (iii) (civil lawsuit) while also considering claim (ii) (administrative lawsuit). The analysis begins by reviewing the Hakodate District Court ruling in March 2018 regarding a parallel lawsuit filed by Hakodate residents seeking an injunction against the Ohma Nuclear Power Plant (Section 1). It then evaluates the validity of claim (iii) in light of the Sapporo District Court ruling in May 2022 on the Tomari Nuclear Power Plant injunction lawsuit.

Next, the discussion revisits the Hakodate District Court ruling (Section 2), examining the relationship between administrative permits and administrative lawsuits, as well as the relationship between administrative permits and civil injunction lawsuits, to assess the viability of claim (iii). Finally, the paper integrates these findings in a concluding discussion.

Keywords:

Ohma Nuclear Power Plant, Hakodate, injunction lawsuit, nuclear power plant installation (modification) permits, Hakodate District Court ruling